

令和 2 年 9 月 4 日
四国電力送配電株式会社

託送供給等約款の認可について

当社は、本年 7 月 28 日、電気事業法第 18 条第 1 項^{※1}に基づき、経済産業大臣に「託送供給等約款^{※2}」の変更に係る認可申請をしておりましたが、本日、経済産業大臣から認可されましたので、お知らせいたします。

なお、今回認可された「託送供給等約款」は、令和 2 年 10 月 1 日から実施いたしますが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた経済・社会情勢に配慮し、現行託送料金からの引上げ相当分の適用期間の始期及び終期を 1 年間延期いたします。

○主な変更内容

託送料金単価の見直し <令和 3 年 10 月 1 日のご利用分から適用>

- ・低 圧 : 8 円 79 銭/kWh (+18 銭/kWh)
- ・高 圧 : 4 円 21 銭/kWh (+17 銭/kWh)
- ・特別高圧 : 1 円 96 銭/kWh (+16 銭/kWh)

(注) 平均単価。消費税等相当額を含まない。() 内には、変更額を内数として記載。

※ 1 : 一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給及び電力量調整供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

※ 2 : 小売電気事業者や発電事業者等が、当社の送配電設備を利用する場合の料金等の供給条件を定めたもの。

以 上